

40歳～74歳
のみなさんへ

平成20年4月から 新しい健診・保健指導が始まりました！



平成20年4月から法改正により、40歳以上74歳以下の方の健診と保健指導の内容が変わりました

これまでの早期発見・早期治療を目的とした健診ではなく、生活習慣が原因といわれるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診（特定健診）に内容が変わり、その健診結果をもとに、個人にあった生活習慣改善を設定・実行できるよう医師、保健師等による支援（特定保健指導）を受けることができるようになりました。

メタボリックシンドロームとは…？

お腹まわりに脂肪がつく内臓脂肪型肥満に加え、高血圧・脂質異常・高血糖の危険因子を合わせもつことで動脈硬化が急速に進行する状態をメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）といいます。

この状態を放置すると、命にかかわる心筋梗塞や狭心症・脳出血や脳梗塞などを発症する危険が高まります。

① 40歳～74歳の方は、加入している健康保険組合等の医療保険者が行う 健診・保健指導を受けることになりました！

平成20年4月から健康保険組合等の医療保険者に、40歳～74歳の方の健診・保健指導を行うことが義務付けられました。

今までは、市区町村が実施する住民健診などを受けられていたご家族の方の健診も、平成20年4月以降は、加入している健康保険組合等の医療保険者が実施する健診を受けていただくことになっています。

被保険者の方は今までどおり会社が行う健診を受けていただき、ご家族の方につきましては、会社を通じ健診の案内を送付させていただいておりますので、同封の申込書により回答のうえ、受検ください。（健診を受けられる方が少ないと、健保組合が支払う高齢者を支える支援金が増額される仕組みが導入されますので健保財政に負担がかかり、保険料率を上げざるを得ない状況になる可能性があります。保険料率が上がると給料から引かれる保険料が高くなり、家計にも影響を及ぼすこととなります。）

② 健診の内容が、メタボリックシンドロームに着目した項目が変わっています！

メタボリックシンドロームの目安となる腹囲計測が追加されるなど、メタボリックシンドローム予防の考え方を取り入れ、早い時期に生活習慣病の発生を防ぐ健診に健診項目等が変わっています。

③ 健診・保健指導を健康保険組合等の医療保険者が行うことで継続した健康管理ができます！

健診結果のデータは原則として医療保険者が保管するため、健診後に行われる生活習慣改善のための保健指導も過去のデータを踏まえて指導を受けることができます。また、転職などで加入する医療保険者が変わった時も、前の保険者から次の保険者へ健診のデータを移すことができ、継続した健康管理が可能になっています。

④ 新しい健診・保健指導をあなたの健康づくりにお役立てください！

食べすぎ・飲みすぎ・運動不足といった不健康な生活を送っている方が多い近年…。新しく始まる特定健診・特定保健指導は、増え続ける生活習慣病を食い止め、みなさんがいつまでも健やかに過ごせるよう、国が健康保険組合等の医療保険者に実施を義務付けた事業です。当組合も今まで以上に、みなさんの健康づくりに積極的に取り組みサポートしていきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

